



湖西市障がい者のしおりをデザインする

浜松未来総合専門学校
大塚麻友香（静岡県）



手続き

- 障害者手帳（身体・療育・精神）・・・1～2

税金

- 自動車税等の減免・・・3～4
- 生計同一証明書・・・5
- 税制上の優遇措置・・・6

年金

- 静岡県心身障害者扶養共済制度・・・7
- 手当・年金・・・7～9

割引

- 市立施設における障害者割引制度について・・・10
- 携帯電話基本使用料等の割引・・・10
- NHK放送受信料の減免・・・10
- 公共料金の割引・・・11
- 有料道路料金割引・・・12

助成

- 自立支援医療（精神通院・更生・育成）・・・13～14
- 精神障害者医療費助成・・・14
- 重度障害者（児）医療費助成・・・15
- 精神障害者通院等交通費助成・・・16
- 重度心身障害者タクシー料金助成制度・・・16
- 日常生活用具・・・17
- 補装具・・・18～19
- 重度身体障害者住宅改造費助成・・・19
- 身体障害者自動車運転免許取得費助成・・・19

障害者手帳

【身体障害者手帳】
身体に永続的な障害があり身体障害者福祉法に基づく1～6級相当の永続的な障害のある人に対して障害があることを証明する手帳です。
※障害の状況により、再認定を必要とする場合があります。
(障害者総合支援法をはじめとする様々な援助を受けるためには、手帳を所有する必要があります。)

手続きに必要なもの

※再交付申請について（障害の程度の変更や障害者の追加は診断書、写真、手帳住所変更は手帳、紛失・損傷は手帳と写真）

【療育手帳】
18歳になる以前に児童相談所または更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳です。
「次期半年手月」の4ヶ月前から再交付申請ができます。※お知らせは不要です

手続きに必要なもの

※再交付について（住所変更は手帳、紛失・損傷は手帳と写真を所持）

【精神障害者保健福祉手帳】

精神に障害があることを証明する手帳です。
有効期限は2年間で、期限終了の3ヶ月前から更新の手続きができます。

手続きに必要なもの

障害者程度の変更は、診断書又は障害者年金証書、手帳、認め印、マイナンバーカード、写真
※再交付について（住所変更は手帳、認め印、マイナンバーカード
紛失・損傷は手帳、認め印、マイナンバーカード）

障害者手帳に関する窓口 地域福祉課 障害福祉係 電話 053-576-4532
FAX 053-576-1220

自動車税・軽自動車税・環境性能割（自動車税・軽自動車税）の減免

身体・知的・精神障害者が取得または所有し、仕事や通院のために使用する自動車が増減の対象となります。対象となる自動車は障害者1人につき1台です。
※事業用自動車等（例タクシー）は除きます。
※障害者が日常生活のために利用する自動車が対象となりますので本人が入院等で在宅でない場合減免が受けられない場合があります。
(自動車税については、税額が45,000円を超える部分は課税対象となります。)

障害者本人が運転する場合

- 所有者及び使用者・・・障害者本人(18歳未満の方、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者は生計を同一にする方)
- 減免の対象となる自動車・・・障害者本人が仕事や通院のために使用する自動車と軽自動車障害者と生計を同一にする人、常勤介護する人が運転する場合
- 所有者及び使用者・・・障害者本人(18歳未満の方、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者は生計を同一にする方)
- 減免の対象となる自動車・・・障害者の仕事や通院のために使用する自動車と軽自動車

申請

①窓口

- 普通車・・・静岡県浜松財務事務所（静岡県浜松総合庁舎内）電話 053-458-7132
- 軽自動車・・・市役所税務課収納係（電話 053-576-4536）

②必要なもの

※生計同一証明書は、地域福祉課及び新居支所で発行しています。

対象者及び該当条件

(1) 身体障害者

障害者	身体障害者本人の名義で本人が運転する場合						身体障害者本人の名義でその家族が運転する場合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害者	●	●	●	●	●	●	左に同じ
聴覚障害者			●	●	●	●	左に同じ
平衡機能障害者			●	●	●	●	左に同じ
音声機能障害者				●	●	●	なし
上肢不自由	●	●	●	●	●	●	左に同じ
下肢不自由	●	●	●	●	●	●	左に同じ
体幹不自由	●	●	●	●	●	●	左に同じ
乳幼児以前の日進性の脳病変による運動機能(上肢)	●	●	●	●	●	●	左に同じ
乳幼児以前の日進性の脳病変による運動機能(移動)	●	●	●	●	●	●	左に同じ
内部障害	●	●	●	●	●	●	左に同じ
免疫機能障害 (HIV)	●	●	●	●	●	●	左に同じ
肝臓機能障害	●	●	●	●	●	●	左に同じ

(2) 知的障害者 療育手帳 (A) 保持者
(3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 1級保持者

工夫点

- ①手続き、税金、年金、割引、助成、サービス、施設がバラバラになっていたのを、項目ごとに期限が早い、もしくは必要な項目順にまとめ、色分けしました。
- ②階級別は文字で1級、2級と書かれていたのを、色を使って一目でわかるようにしました。

- ③②と同じように、手続きに必要な物も文字ではなく、写真やイラストを使ってわかりやすくしました。

目的

障がい者のしおりをもっと分かりやすく見やすくすることで
障害者とその家族の負担を少しでも減らしたい。

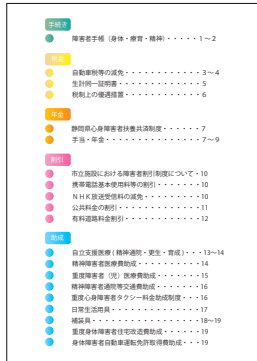
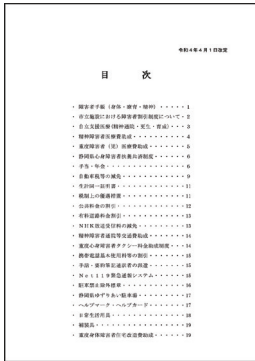
障がい者のしおりとは

障がい者に係る制度を説明する冊子

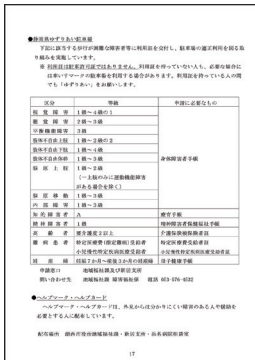
市ごとに制度やサービスが違うため市ごとに障がい者のしおりがある

ターゲット

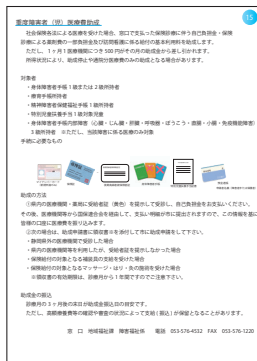
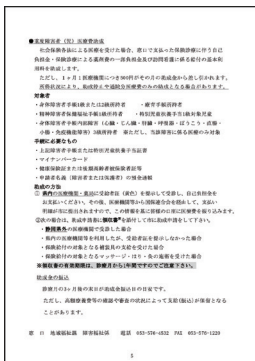
障がい者とその家族



①
手続き、税金、年金、割引、助成サービス、施設がバラバラになっていたので項目ごとにまとめ、色分けした。ページの番号にも色を使い、色だけでもどの項目のページが分かるようにした。



②
階級別は文字で1級2級と書かれているのを色を使って1~4級にわけることで自分がどの階級なのか色で分かるようにした。これなら文字を読むのが苦手でも色を見ればすぐに分かる。



③
手続きに必要なものはイラストを使い見やすくした。少しでも文字を減らすことで読み手の負担を減らす。障がい者やお年寄りには特に文字を読むのが苦手なので少しでも文字を減らす。

講評

自身の経験から困ったことを、解決するために何が
必要なのか？を自身の力で真面目に取り組んでいる姿勢が
素晴らしい。

ユーザー視点を取り入れることで何が
必要なのかを考え、色を使っての区分、表を使って整理するなど、
見え方やわかりやすさを突き詰めており、完成度が高く仕上げ
られています。

自治体では、このような情報はホームページで見よう
に言われますが、デジタルでわかりにくい現状に対し、
印刷物を使うことで、ユーザーに寄り添った気持ちを含
めて共感されました。

今後は湖西市等の自治体で実際に導入してもらい、全
国に拡散していただきたいとのことで、審査委員満票で
の評価となりました。